

# 令和 4 年度 長野支部保険料率について

---

# (1) 令和4年度保険料率に関する論点と協会けんぽの考え方

## 1. 平均保険料率

《 論 点 》 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

### 《考え方》

平成29年・30年度の運営委員会での理事長より

- ・「保険料率の議論を進めるにあたり、中長期的に考えたい」
- ・「協会の財政構造や社会情勢等の状況に大きな変化がなければ10%の維持を前提に議論を進めていく」との方向性が示されており、それらを踏まえて、新型コロナウイルス感染症による協会財政に対する影響はあると考えられるが、令和4年度の平均保険料率は「10%を維持したい」

## 2. インセンティブ制度

《 論 点 》 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。

令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブの保険料率は、政令により、千分の〇・一(0.01%)に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。

## 3. 保険料率の変更時期

《 論 点 》 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分(3月分)からでよいか。

## (2) 長野支部評議会(令和3年10月21日開催)における主な意見

### 1. 平均保険料率

(学識経験者)

- ・やはり中長期的な視点で考えていくのが妥当ではないかと考えている。
- ・10%保険料率を今後もできるだけ長く維持するために準備金残高が増えているにもかかわらず保険料率を変更しないということ加入者に説明しないと納得感が得られないと思う。

(事業主代表)

- ・平均保険料率10%維持に賛成。あまりにも特別な年であったので、ここで10%を「上げる」「下げる」という議論は様子を見たほうがよいと考える。

(被保険者代表)

- ・平均保険料率は協会のスタンスどおり中長期的視点で考えて10%据え置きで仕方ない。
- ・中長期的視点でその都度上下しないほうがよい。

### 2. インセンティブ制度

(学識経験者)

- ・料率据え置きでよいと思うが、いつ引き上げるのかといった議論を「きちんと行う必要があるということ意見を意見として挙げていただきたい。
- ・インセンティブ制度を実施していることが大切なので、そこに向かって加入者が取り組んでいくということについて、アピールしていくことが大切と考える。

(事業主代表)

- ・コロナの影響があるので料率の引き上げは待ったほうがよい。
- ・補正が難しいということはエリアによる特異性が見られないことだと思う。全支部で同じような傾向があるのであれば、予定通りに0.01%の引き上げを行うべき。

(被保険者代表)

- ・料率据え置きでよい。特にインセンティブ制度は大都市圏で不利な制度という印象があり、今回のコロナも大都市圏に不利な評価になったのではないかと。一方で補正しづらいことも納得できるので据え置きが妥当と考える。

### 3. 保険料率の変更時期

令和4年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

### (3) 全国の支部評議会における主な意見(平均保険料率と変更時期)

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えている
- ・協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていない

ことについて評議会でも説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

※( )は今年の支部数

意見の提出なし 2支部(6支部)

意見の提出あり 45支部(41支部)

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部 | 31支部(31支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部         | 10支部(5支部)  |
| ③ 引き下げるべきという支部           | 4支部(2支部)   |
| ④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし) | 0支部(3支部)   |

■長野支部は、①で提出し、評議員の個別意見として、

- ・準備金が積み上がっていることから、加入者及び加入事業所には、10%を維持することにつき、より丁寧に説明するよう求めたい。
- ・支援金を送る後期高齢者医療制度に対する医療費適正化の働きかけにも注力されたい。

を付記しました。

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

### (3) 全国の支部評議会における主な意見(インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等)

#### 令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見

##### 〔支部意見〕

「令和2年度の実績値については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、千分の〇・〇七(0.007%)に据え置く」とする評価方法等(案)について、令和3年10月に開催された各支部における評議会での議論を踏まえた47支部の意見を取りまとめた結果、異論はなかった。

<参考：令和3年10月に開催された各支部評議会での議論の概要>

令和3年10月に開催された評議会では、以下のようなご意見が多かった。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、地域によってバラつきが大きく、補正は困難である。
- 諸情勢を鑑みれば加算率は据え置くべき。

一方、少数ながら以下のようなご意見もあった。

- 令和2年度については、インセンティブ制度の評価そのものを行うべきではない。
- インセンティブ制度の実効性を高めるためにも、加算率は0.01%に引き上げるべき。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で縮小した事業や、思わしくない結果となった事業について、今後、着実に実施することが重要。

## (4) 運営委員会(令和3年11月26日開催)における主な意見等

### 1. 平均保険料率

令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。

支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。

本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。

国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないかと考える。

本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。

国庫負担については、各支部の評議会でも多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。

平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考える。

一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。

1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。

2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。

また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないかと考える。

## (4) 運営委員会(令和3年11月26日開催)における主な意見等

### 1. 平均保険料率

基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。

被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい

準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

以上の意見が出され、令和3年12月17日開催の運営委員会で、委員長により、10%維持の意見として取りまとめられました。

### 2. インセンティブ制度

令和2年度実績を補正して評価することは困難であるため、加算率を0.007%に据え置くことは妥当であるとする。

加算率について、本来であれば予定どおり引き上げたいところではあるが、新型コロナウイルスの感染拡大が予想以上に広がっている今の状況では厳しいと思うため、加算率を0.007%に据え置くことで賛成。

事務局の提案に賛成する。

### 3. 保険料率の変更時期

令和4年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

# (5) 令和2年度長野支部インセンティブ実績

長野支部の総合順位(全国47支部中) **17位**

## ① 特定健診等の実施率(6位)

・実施率58.8%(9位) 実施率対前年度上昇幅0.3(10位) 実施件数対前年度上昇率1.4%(10位)  
 得点: 実施率【60%】34.1点+実施率対前年度上昇幅【20%】11.8点+実施件数対前年度上昇率【20%】11.9点 = 57.8点(6位)

## ② 特定保健指導の実施率(24位)

・実施率18.7%(17位) 実施率対前年度上昇幅▲4.9(33位) 実施件数対前年度上昇率▲14.0%(22位)  
 得点: 実施率【60%】31.2点+実施率対前年度上昇幅【20%】9.2点+実施件数対前年度上昇率【20%】10.1点 = 50.5点(24位)

## ③ 特定保健指導対象者の減少率(29位)

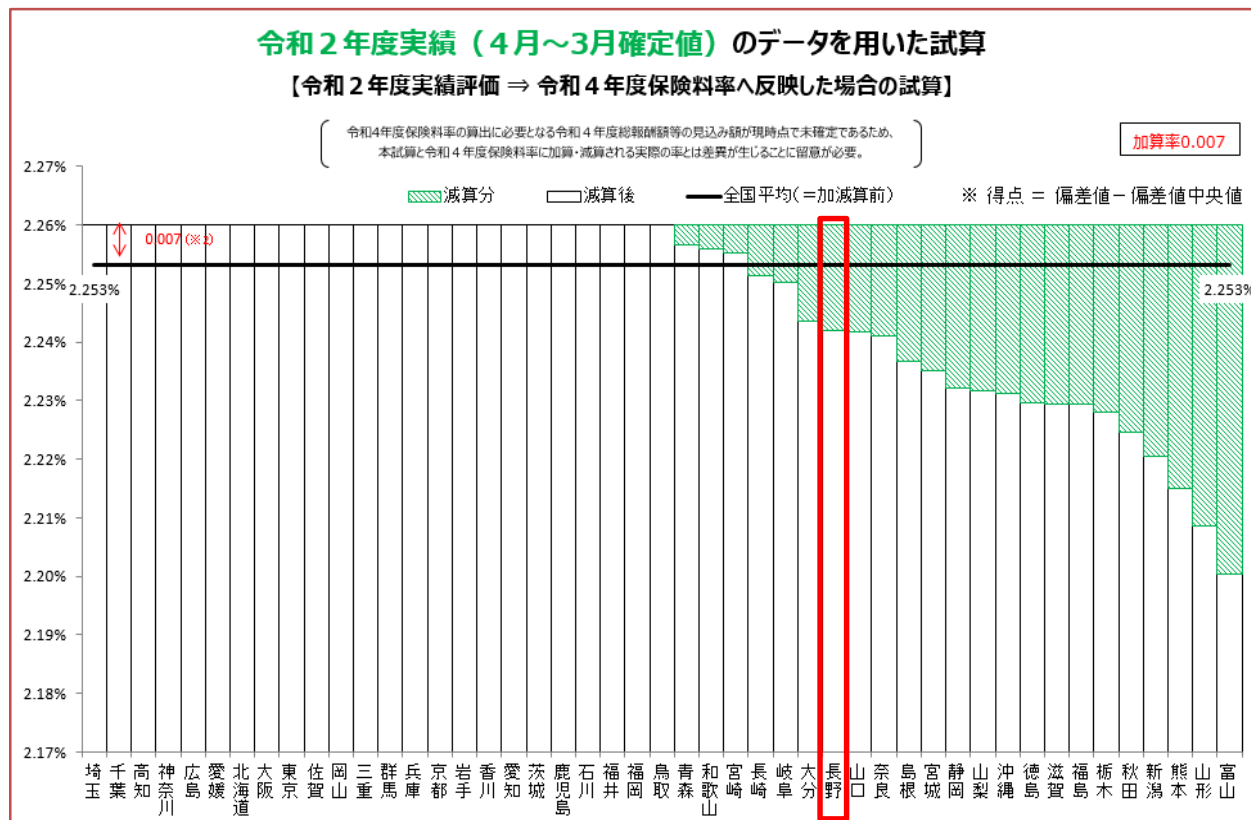
・減少率32.3%(29位)  
 得点: 47.9点(29位)

## ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率(19位)

・受診率9.9%(21位)  
 受診率対前年度上昇幅0.0(13位)  
 得点: 受診率【50%】24.4点  
 +受診率対前年度上昇幅【50%】28.3  
 = 52.7点(19位)

## ⑤ 後発医薬品の使用割合(15位)

・使用割合81.2%(16位)  
 使用割合対前年度上昇幅10.4(14位)  
 得点: 使用割合【50%】27.4点  
 +使用割合対前年度上昇幅【50%】26.9点  
 = 54.3点(15位)





# (6-1) 令和4年度長野支部保険料率

長野支部 保険料率		第1号都道府県 単位保険料率	+	第2号都道府県 単位保険料率	+	第3号都道府県 単位保険料率	-	収入等の率	+	精算分の率	+	インセンティブ の率
		(支部別医療給付費)		(主に現金給付費、前期高齢者納付金等)		(主に事業経費等)						
9.67	=	4.94 (年齢・所得調整後)	+	3.90	+	0.84	-	0.03	+	0.03	-	0.011

①端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない場合がある

②平均保険料率は10%として試算

③調整前第1号保険料率[長野支部]5.26%(前年5.23%) ※年齢調整:▲0.08%(▲前年0.07%) 所得調整:▲0.24%(前年0.21%)

## 【保険料率の推移】

	長野支部 保険料率	第1号 都道府県単位 保険料率 (年齢・所得調整後)	《全国共通料率》				精算分 の率	インセンティブ の率
			第2号 都道府県単位 保険料率	第3号 都道府県単位 保険料率	収入等 の率			
		(支部別医療給付費)	(主に現金給付費、前期 高齢者納付金等)	(主に保健事業分)				
令和2年度	9.70	4.92	3.89	0.87	0.03	0.05	▲0.002	
令和3年度	9.71	4.95	3.99	0.74	0.03	0.04	0.007	
令和4年度	9.67	4.94	3.90	0.84	0.03	0.03	▲0.011	
前年からの増減	▲0.04	▲0.01	▲0.09	+0.10	0.00	▲0.01	▲0.018	

## (6-2) 令和4年度長野支部保険料率の実数による算定

### 調整前保険料率

$$\frac{\text{支部の医療給付費(令和4年度見込み)}}{\text{支部の総報酬(令和4年度見込み)}} = \frac{81,622,027,783}{1,552,316,574,686} \times 100 = 5.258076$$

### 年齢調整

[全国平均の加入者1人当たり給付費に支部加入者数を乗じた額] - [全国平均の年齢階層別1人当たり給付費に支部年齢階層別加入者数を乗じた額]

$$= \frac{85,821,703,548\text{円} - 86,995,132,502\text{円}}{1,552,316,574,686\text{円}} = \frac{\text{支部の総報酬額} \quad \blacktriangle 1,173,428,954\text{円}}{1,552,316,574,686\text{円}} \times 100 = \blacktriangle 0.07559$$

### 所得調整

[全国の給付費合計を支部総報酬で按分した額] - [全国平均の加入者1人当たり給付費に支部加入者数を乗じた額]

$$= \frac{82,045,053,063\text{円} - 85,821,703,548\text{円}}{1,552,316,574,686\text{円}} = \frac{\text{支部の総報酬額} \quad \blacktriangle 3,776,650,485\text{円}}{1,552,316,574,686\text{円}} \times 100 = \blacktriangle 0.24329$$

### インセンティブ

$$\frac{\text{加算額} - \text{減算額}}{\text{支部の総報酬}} = \frac{106,117,782\text{円} - 274,036,760\text{円}}{1,552,316,574,686\text{円}} \times 100 = \blacktriangle 0.01082$$

# (6-3) 令和4年度長野支部保険料率の実数による算定のための基礎数値

## 年齢階層別加入者数

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全国	40,329,000	1,818,892	2,105,434	2,240,872	2,350,911	2,619,046	2,664,912	2,847,399	3,214,063	3,643,228	4,102,448	3,463,545	3,113,702	2,870,814	2,006,451	1,267,284
	構成比	<b>4.51</b>	5.22	5.56	5.83	<b>6.49</b>	<b>6.61</b>	<b>7.06</b>	<b>7.97</b>	<b>9.03</b>	10.17	8.59	7.72	7.12	<b>4.98</b>	3.14
長野	659,082	29,538	35,310	39,049	41,704	41,480	38,881	42,108	48,854	59,388	67,506	57,863	51,915	50,026	33,750	21,711
	構成比	4.48	<b>5.36</b>	<b>5.92</b>	<b>6.33</b>	6.29	5.90	6.39	7.41	9.01	<b>10.24</b>	<b>8.78</b>	<b>7.88</b>	<b>7.59</b>	<b>5.12</b>	<b>3.29</b>

## 支部別医療給付費

※全国の医療費計を支部別の加入者年齢別構成比で按分して算出  
 ※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

全国計

5,251,390,351,698円

長野支部

81,622,027,783円

## 年齢階層別1人当たり医療給付費

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

0～4	158,947円	40～44	95,021円
5～9	78,508円	45～49	115,131円
10～14	67,444円	50～54	146,572円
15～19	58,861円	55～59	185,337円
20～24	56,108円	60～64	232,161円
25～29	68,662円	65～69	293,092円
30～34	78,607円	70～74	412,915円
35～39	84,823円	計	130,214円

## 都道府県別総報酬

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

全国計

99,357,852,530,000円

長野支部

1,552,316,574,686円

# (7) 令和4年度都道府県単位保険料率のまとめ

保険料率 (%)	支部数	平均料率より 高い支部	保険料率 (%)	支部数	平均料率より 低い支部	令和3年度保険料率からの変化分		支部数	
						料率 (%)	金額 (円)		
11.00	1	23	9.99	1	24	+0.32	+480	2	29
10.65	1		9.96	2		+0.31	+465	1	
10.52	1		9.95	1		+0.29	+435	1	
10.47	1		9.94	1		+0.22	+330	1	
10.45	1		9.93	1		+0.21	+315	1	
10.43	1		9.91	2		+0.17	+255	2	
10.39	1		9.90	1		+0.16	+240	1	
10.35	1		9.89	1		+0.14	+210	2	
10.34	1		9.85	1		+0.13	+195	1	
10.30	1		9.83	1		+0.11	+165	1	
10.27	1		9.82	1		+0.10	+150	1	
10.26	1		9.81	1		+0.07	+105	4	
10.25	1		9.77	1		+0.06	+90	1	
10.22	1		9.76	1		+0.05	+75	2	
10.21	1		9.75	1		+0.04	+60	1	
10.18	2		9.73	1		+0.03	+45	3	
10.15	1		9.71	1		+0.02	+30	2	
10.14	1		9.67	1		+0.01	+15	2	
10.13	1		9.66	1		▲0.01	▲15	2	
10.09	2		9.65	1		▲0.02	▲30	1	
10.03	1		9.61	1		▲0.03	▲45	3	
			9.51	1		▲0.04	▲60	3	
						▲0.06	▲90	1	
				▲0.07		▲105	2		
				▲0.09	▲135	1			
				▲0.11	▲165	2			
				▲0.13	▲195	1			
				▲0.14	▲210	1			
				▲0.22	▲330	1			

長野支部

長野支部

・「+」は令和4年度保険料率が令和3年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。  
 ・金額は、標準報酬月額30万円の被保険者に係る保険料負担(月額:労使折半後)の増減。

# (8-1) 協会けんぽの収支見込み(医療分)

[単位:億円]		令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考								
		決算	直近見込み (3年12月)	政府予算を 踏まえた見込み (3年12月)									
収入	保険料収入	94,618	99,375	99,369	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年～令和3年度保険料率 10.00%</li> <li>・令和4年度保険料率 10.00%</li> <li>・令和4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 <b>9.54%</b></li> </ul>								
	国庫補助等	12,739	12,461	12,454									
	その他	293	275	266									
	計	107,650	112,110	112,090									
支出	保険給付費	61,870	66,623	67,304	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[拠出金対前年度比]</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">+</td> <td style="text-align: right;">1億円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">▲ 806億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">▲</td> <td style="text-align: right;">806億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">▲</td> <td style="text-align: right;">0億円</td> </tr> </table> </div>	+	1億円	}	▲ 806億円	▲	806億円	▲	0億円
	+	1億円	}	▲ 806億円									
	▲	806億円											
	▲	0億円											
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	15,542									
	後期高齢者拠出金	21,320	21,596	20,790									
	退職者給付拠出金	1	1	1									
病床転換支援金	0	0	0										
その他	2,974	4,582	3,868										
計	101,467	108,343	107,505										
単年度収支差		6,183	3,768	4,585									
準備金残高		40,103	43,870	48,456									

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## (8-2) 協会けんぽ収支見込(介護分)

[単位:億円]		令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
		決算	直近見込み (3年12月)	政府予算を踏まえた見込み (3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	20年度保険料率 1.13%
	国庫補助等	—	—	1	21年度保険料率 1.19%
	その他	—	—	—	22年度保険料率 1.50%
	計	10,379	11,002	10,229	23年度保険料率 1.51%
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	24年度保険料率 1.55%
	その他	21	55	—	25年度保険料率 1.55%
	計	10,324	10,345	10,480	26年度保険料率 1.72%
単年度収支差		55	656	▲250	27年度保険料率 1.58%
準備金残高		▲430	227	▲24	28年度保険料率 1.58%
					29年度保険料率 1.65%
					30年度保険料率 1.57%
					1年度保険料率 1.73%
					2年度保険料率 1.79%
					3年度保険料率 1.80%
					4年度保険料率 1.64%
					《納付金対前年度増減》 +189億円

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

標準報酬月額 300千円	介護保険非該当者(9.71→9.67)	介護保険該当者(11.51→11.31)
令和4年3月納付分まで	29,130円	34,530円
令和4年4月納付分から	29,010円	33,930円
増減額	▲ 120円	▲ 600円

※上記金額は、事業主負担分と被保険者負担分の合計保険料額。

# (9) 保険料率改定に伴う広報スケジュール

